

28

山西省疫事報告書

国立保健医療科学院蔵書



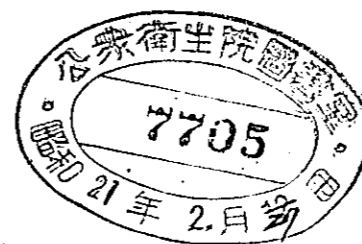
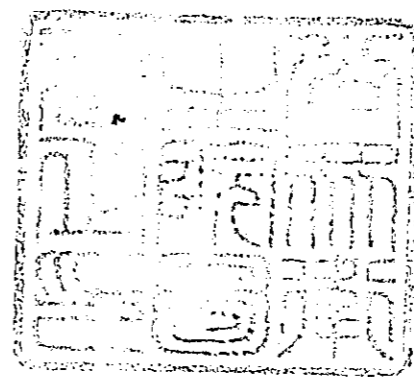
10012089

P
18
28

7705

昭和21年2月27日
川上理一氏
寄贈
公衆衛生院

P
1
20



7705

山西省疫事報告書

總纂輯王承基謹署

太原大林齋南紙莊
上海中華書局承印

山西省疫事報告書序

吾國治疫之說舊有之防疫之事略而不詳前清宣統二年始行於東三省民國六年十二月疫發綏區七年一月延及山西乃爲第二次之防疫就山西歷史考之明崇禎十七年潞安大疫病者生一核或吐痰血不敢弔問有閤家疫斃無人葬者當時防治之法史未詳載其病者狀況經西醫研究確係今世之所謂腺百斯脫潛伏難測傳染最速防檢稍疏禍至滅種徵之經過事實西醫之說不爲無據然自此說傳至吾國而精於中醫者爭欲以舊說勝之謂隔離諸方法爲極殘忍之舉而人民深信其說遂隱而不發東三省前有火廬焚屍之事績見者深懼聞者益疑惜財之心甚於惜命防檢愈形棘手若拘中醫之說貽誤必多若援東省成法疑懼橫生故錫山於七年一月五日聞右玉電報迭經研究認定此症有防無治卽派陸軍將沿邊口隘分行駐紮邊境

遮斷交通內地嚴重檢查先後撰白話電示數條俾官民依照清潔隔離埋屍封室各辦法嚴切執行並聘請各國醫生牧師教士分投幫助派委宣講多員乘機利導其注重之點在使人自防衛家自引避村自隔絕忍一時之痛苦保萬姓之安全三月有餘全晉始告肅清人民怨咨官紳疲敝不可言狀矣明時潞安受禍之烈遠不可徵即清季東省防疫之困難亦僅就報告略聞梗概而此次經過情形為錫山所親悉其所感困難實有百倍於報告所述者今存其實以備後之參考近世學說日益發明後有新法能減其困難吾民幸矣

中華民國八年六月山西督軍兼省長閻錫山

山西省疫事報告書目錄

序

目錄

第一編 山西省疫勢蔓延情形

附各縣疫斃人數表

全省疫線總圖

第一章 雁門關北疫勢蔓延情形

附雁門關北疫線圖

第一節 中路疫勢之蔓延

附中路疫勢蔓延圖

(一)右玉縣

(二)左雲縣

(三)山陰縣

(四)朔縣

山西省疫事報告書 目錄

(五)平魯縣

(甲)疫氣之經路 附疫村距離圖併說明

(乙)染疫之區域 附發疫撲滅日期表

(丙)疫斃之人数 附逐日疫死人数表

第二節 東路疫勢之蔓延

附東路疫勢蔓延圖

(六)大同縣

(七)應 縣

(八)渾源縣

(九)陽高縣

(一〇)天鎮縣

(一一)懷仁縣

(一二)廣靈縣

(一三)靈邱縣

(甲)疫氣之經路 附疫村距離圖併說明

(乙)染疫之區域 附發疫撲滅日期表

(丙)疫斃之人数 附逐日疫死人数表

第三節 西路疫勢之蔓延

附西路疫勢蔓延圖

(一四)偏關縣

(一五)神池縣

(一六)五寨縣

(一七)河曲縣

(一八)岢嵐縣

(一九)寧武縣

(甲)疫氣之經路 附疫村距離圖併說明

(乙)染疫之區域 附發疫撲滅日期表

(丙)疫斃之人数 附逐日疫死人数表

第二章 雁門關南疫勢蔓延情形

附雁門關南疫線圖

第一節 忻代疫勢之蔓延

附忻代疫勢蔓延圖

(一〇)代縣

(一一)崞縣

(一二)忻縣

(一三)定襄縣

(一四)五台縣

(一五)繁峙縣

(甲)疫氣之經路 附疫村距離圖併說明

(乙)染疫之區域 附發疫撲滅日期表

(丙)疫斃之人数 附逐日疫死人数表

第二節 分水嶺疫勢之蔓延

附分水嶺疫勢蔓延圖

(一六)武鄉縣

(一七)祁縣

(一八)沁縣

(甲)疫氣之經路 附疫村距離圖併說明

(乙)染疫之區域 附發疫撲滅日期表

(丙)疫斃之人数 附逐日疫死人数表

附山西省有疫縣區一二三三月逐日疫死男女幼者人数一覽表

各縣疫斃男女人数年齡比較表

第三章 山西疫勢蔓延與綏察之關係

第一節 歸綏

(一)歷史之關係

(二)地理之關係

(三)政治之關係

第二節 察哈爾

(一)歷史之關係

(二)地理之關係

(三)政治之關係 附京綏路

第四章 肺疫與人民生計風俗衛生之關係

第一節 生計

(一)職業

(二)年度

第二節 風俗

(一)忌醫

(二)迷信

(三)習慣

(四)鄉土觀念

(五)倫理觀念

(六)信謠心理

第三節 衛生

(一)居處

(二)衣服

(三)飲食

(四)器皿

(五)路政

第五章 臨症觀察概要

附各縣病狀變徵一覽表

第一節 前驅症之概觀

第二節 經過期之變狀

第三節 空氣不傳染

第四節 潛伏期傳染證明

附應縣疫死家族鄰里統系表

廣靈縣疫死家族統系表

武鄉縣潛伏期傳染統系表

第五節 屍樞傳染證明

第六章 治療無效與疑似病

第一節 藥物

第二節 方術

第三節 疑似病

第二編 防疫行政紀實

附防疫總局暨所屬省會防疫各局所職員姓名一覽表

各縣防疫分局暨所屬各所卡職員姓名一覽表

第一章 全省防疫行政機關

第一節 全省防疫總局

山西省疫事報告書 目錄

(甲)總局之創設

- (一)創設前之經過及原因
- (二)創設後之事權及辦法

(乙)總局之組織

- (一)內部之組織
- (二)外部之組織
- (三)員隊之組織

(丙)總局行政區域

- (一)直接管理區
- (二)有疫縣區
- (三)鄰疫縣區
- (丁)其他附設機關

(一)留驗所 (二)講習所 (三)收容所

(四)遞接所

(五)掩埋場

(六)納穢地

第二節 省外防疫行政機關

(甲)有疫縣區防疫機關

- (一)右玉縣

(二)左雲縣

(三)大同縣

(四)朔縣

(五)山陰縣

(六)應縣

(七)天鎮縣

(八)陽高縣

(九)懷仁縣

(一〇)渾源縣

(一一)廣靈縣

(一二)靈邱縣

(一三)平魯縣

(一四)偏關縣

(一五)神池縣

(一六)寧武縣

(一七)五寨縣

- (一八) 岢嵐縣
- (一九) 河曲縣
- (二〇) 代 縣
- (二一) 崞 縣
- (二二) 忻 縣
- (二三) 定襄縣
- (二四) 繁峙縣
- (二五) 五台縣
- (二六) 武鄉縣
- (二七) 沁 縣
- (二八) 祁 縣

(乙) 預防縣區防疫機關

(子) 特別注重地

- (一) 陽曲縣
- (1) 督辦防疫執行處
- (2) 防疫分局
- (3) 督察所
- (4) 稽查所
- (5) 檢查所
- (6) 病院及隔離所

附人員組織一覽表

(丑) 鄰疫次重地

- (一) 孟 縣
- (二) 靜樂縣
- (三) 保德縣
- (四) 嵐 縣
- (五) 興 縣
- (寅) 火車經過地
- (一) 榆次縣
- (二) 壽陽縣
- (三) 平定縣
- (卯) 普通預防地
- (一) 徐溝縣
- (二) 太原縣
- (三) 清源縣
- (四) 臨 縣

- (五) 離石縣
- (六) 汾陽縣
- (七) 平遙縣
- (八) 介休縣
- (九) 孝義縣
- (一〇) 太谷縣
- (一一) 昔陽縣
- (一二) 和順縣
- (一三) 遼 縣
- (一四) 榆社縣
- (一五) 襄垣縣
- (一六) 長治縣
- (一七) 交城縣
- (一八) 黎城縣
- (一九) 潞城縣
- (二〇) 中陽縣

- (三一) 沁源縣
- (三二) 屯留縣
- (三三) 長子縣

第三節 關隘防疫行政機關

- (甲) 最要隘
 - (一) 得勝口
 - (二) 殺虎口
 - (三) 七墩口
 - (四) 紅門口
 - (五) 滑石口
 - (六) 雁門關
 - (七) 陽方口
 - (八) 石嶺關
 - (九) 原平鎮
 - (一〇) 天門關

(乙) 次要隘

- (一) 瓦窰口
- (二) 鎮門堡
- (三) 守口堡
- (四) 助馬口
- (五) 老牛灣
- (六) 侯家口
- (七) 東關渡
- (八) 黑峪口
- (九) 磧口鎮
- (一〇) 北樓汛
- (一一) 小石口
- (一二) 水峪汛
- (一三) 寧化堡

附全省防疫機關數目一覽表

第二章 遮斷交通之措置

附全省防線圖

第一節 關隘遮斷交通措置

- (甲) 關於第一防線者
- (乙) 關於第二防線者
- (丙) 關於第三防線者

第二節 縣區遮斷交通措置

- (甲) 疫重地
 - (一) 右玉縣 (二) 左雲縣 (三) 山陰縣 (四) 朔縣 (五) 平魯縣 (六) 大同縣
 - (七) 應縣 (八) 渾源縣 (九) 天鎮縣 (一〇) 懷仁縣 (一一) 偏關縣 (一二) 神池縣
 - (一三) 五寨縣 (一四) 河曲縣 (一五) 岢嵐縣 (一六) 寧武縣 (一七) 代縣 (一八) 崞縣
 - (一九) 忻縣 (二〇) 定襄縣 (二一) 繁峙縣
- (乙) 疫輕地
 - (一) 廣靈縣 (二) 靈邱縣 (三) 五台縣 (四) 陽高縣 (五) 武鄉縣 (六) 祁縣
 - (七) 沁縣
- (丙) 鄰疫地
 - (一) 陽曲縣 (二) 孟縣 (三) 壽陽縣 (四) 榆次縣 (五) 平定縣 (六) 靜樂縣
 - (七) 嵐縣 (八) 興縣 (九) 保德縣 (一〇) 離石縣

第二節 遮斷交通救濟法

- (甲) 留驗放行
- (乙) 特別放行
- (丙) 給養措置
- (丁) 食用接濟
- (戊) 文件遞接
- (己) 給予通行證

第三章 嚴重檢疫之措置

第一節 衝要檢疫

- (一) 得勝口 (二) 殺虎口 (三) 七墩口 (四) 滑石口 (五) 東關渡 (六) 雁門關
- (七) 陽方口 (八) 石嶺關 (九) 原平鎮 (一〇) 磴口鎮

第二節 鐵道檢疫

- (甲) 京綏路
- (乙) 正太路
- (子) 省會車站檢疫之措置
- (丑) 經過地車站檢疫之措置

第四章 疫病發見法

第一節 戶口檢查

- (甲) 省會檢查戶口施行之概要
- (乙) 各縣檢查戶口施行之概要

第二節 診斷報告

- (甲) 病狀之說明
- (乙) 診斷之標準

附錄

- (一) 患者痰血內含之毒菌在陽光陰所經過時間之生滅之試驗
- (二) 患者咳嗽時包含百斯篤菌咯痰飛沫飛散距離之測定

第二節 屍體檢查

- (甲) 家宅屍體之檢查
- (乙) 病院屍體之檢查
- (丙) 道路屍體之檢查

附防疫總局分配中外醫士暨看護員姓名出發地點日期一覽表

第五章 清潔及消毒法

第一節 清潔法

- (甲)關於公衆防疫之清潔
- (乙)關於家室防疫之清潔
- (丙)關於個人防疫之清潔
- (一)省會 陽曲縣附

- (二)大同縣
- (三)右玉縣
- (四)左雲縣
- (五)寧武縣
- (六)神池縣
- (七)懷仁縣
- (八)山陰縣
- (九)朔縣
- (一〇)應縣
- (一一)渾源縣
- (一二)平魯縣
- (一三)河曲縣
- (一四)五寨縣
- (一五)靈邱縣
- (一六)岢嵐縣
- (一七)偏關縣
- (一八)代縣
- (一九)崞縣
- (二〇)忻縣
- (二一)定襄縣
- (二二)繁峙縣
- (二三)天鎮縣
- (二四)陽高縣
- (二五)五台縣
- (二六)廣靈縣
- (二七)沁縣
- (二八)武鄉縣
- (二九)祁縣

第二節 消毒法

- (甲)消毒之大要
- (乙)消毒隊員之組織 附數目一覽表
- (丙)消毒隊服務規則之編訂
- (丁)消毒法施行之概要
- (戊)消毒須用之藥物及用法

(己)消毒方法之實施人地

附錄日光消毒法

(一)理由

(二)辦法

(庚)疫地消毒之經過

疫縣如上數

第六章 病院及隔離所

第一節 病院

(甲)關於總局設置及施行

(一)疫病院

(二)疑似病院

(乙)關於縣分局設置及施行

第二節 隔離所

(甲)關於總局設置及施行

附 隔離所簡章暨隔離所隔離日期表

(乙)關於縣分局設置及施行

- (一) 右玉縣 (二) 左雲縣 (三) 山陰縣 (四) 朔縣 (五) 平魯縣 (六) 大同縣
- (七) 應縣 (八) 陽高縣 (九) 天鎮縣 (一〇) 渾源縣 (一一) 懷仁縣 (一二) 廣靈縣
- (一三) 靈邱縣 (一四) 偏關縣 (一五) 神池縣 (一六) 寧武縣 (一七) 五寨縣 (一八) 河曲縣
- (一九) 岢嵐縣 (二〇) 代縣 (二一) 崞縣 (二二) 忻縣 (二三) 定襄縣 (二四) 五台縣
- (二五) 繁峙縣 (二六) 武鄉縣 (二七) 沁縣 (二八) 祁縣

第七章 屍體措置法

第一節 掩埋概要

第二節 掩埋教練

(甲)關於掩埋屍體應注意事項

(乙)關於掩埋屍體必需之器械

第三節 掩埋隊之組織

(一) 省內之組織

(二) 省外之組織

附省內外掩埋隊數目表

第四節 火葬法

附寧武偏關兩縣火葬一覽表

第五節 措置屍體之報告

第八章 不潔營業之措置

第一節 關於本蒙不潔之營業之措置

第一項 糞廠之措置規則

第二項 屠獸場及宰房之措置規則

第三項 硝皮場之措置規則

第二節 關於易近不潔之營業之措置

第一項 澡塘之措置規則

第二項 理髮所之措置規則

第三項 洗衣局之措置規則

第四項 質當局及舊貨攤之措置規則

第五項 大小客棧之措置規則

第六項 氈毛舖之措置規則

第七項 劇場之措置規則

第八項 妓寮之措置規則

第九項 車馬廠之措置規則

第三節 關於常有不潔情弊之營業之措置

第一項 菜場之措置規則

第二項 料理館及飯攤之措置規則

第三項 粉房之措置規則

第四節 關於人衆羣集場所及其他不潔營業之措置

第九章 依限撲滅之實力

(甲)軍民政令之統一

(乙)村制之實行

(丙)疫室隔離之發明

(丁)協助宣講之派遣

附 防疫總局派赴各縣協助員姓名日期一覽表

防疫總局派赴各縣宣講兼調查員姓名日期一覽表

(戊)印刷物之潛勢力

(己)防疫日報之發刊

第二編 電文法令彙集

第一類 文電

第一項 中央文電

第二項 督軍兼省長致中央電

第一款 陳 大總統電

第二款 致院部及委員會電

第三項 外省致督軍兼省長電

第四項 督軍兼省長致外省電

第五項 督軍兼省長令省外各機關文電

第六項 督軍兼省長令省外各機關人員電

第七項 防疫總局長令省外各機關人員電

第八項 省外各機關人員呈防疫總局長電

第二類 章制

第一項 部定防疫人員獎懲及卹金條例

第二項 部定清潔及消毒法

第三項 防疫總局簡章

第四項 防疫總局辦事細則

第五項 防疫分局簡章

- 第六項 知事防疫考成條例
 - 第七項 檢查所簡章
 - 第八項 貧民收容所簡章
 - 第九項 遞接所簡章
 - 第十項 省城商號出入門禁規則
 - 第十一項 防疫講習所簡章
 - 第十二項 檢查隊服務規則
 - 第十三項 救急隊服務規則
 - 第十四項 掩埋隊服務規則
 - 第十五項 掩埋地簡易規則
- 第三類 諭告
- 第一項 督軍兼省長官吏防疫須知
 - 第二項 督軍爲防疫告諭村長副
 - 第三項 督軍爲防疫警告人民
 - 第四項 軍署防疫要言
 - 第五項 防疫總局防疫勸告

- 第六項 防疫總局預防緊要佈告
 - 第七項 防疫總局萬醫士防疫方法
- 第四類 演說辭
- 第一項 防疫研究會楊懷德醫士演說詞一
 - 第二項 演說詞二
 - 第三項 督軍兼省長在防疫慰勞會演說詞
 - 第四項 防疫慰勞會楊醫士之演說詞
- 第五類 報告
- 第一項 西醫報告
 - 第二項 委員報告
- 第六類 會議
- 第一項 調查報告會會議紀錄

山西督軍兼省長閻伯川先生

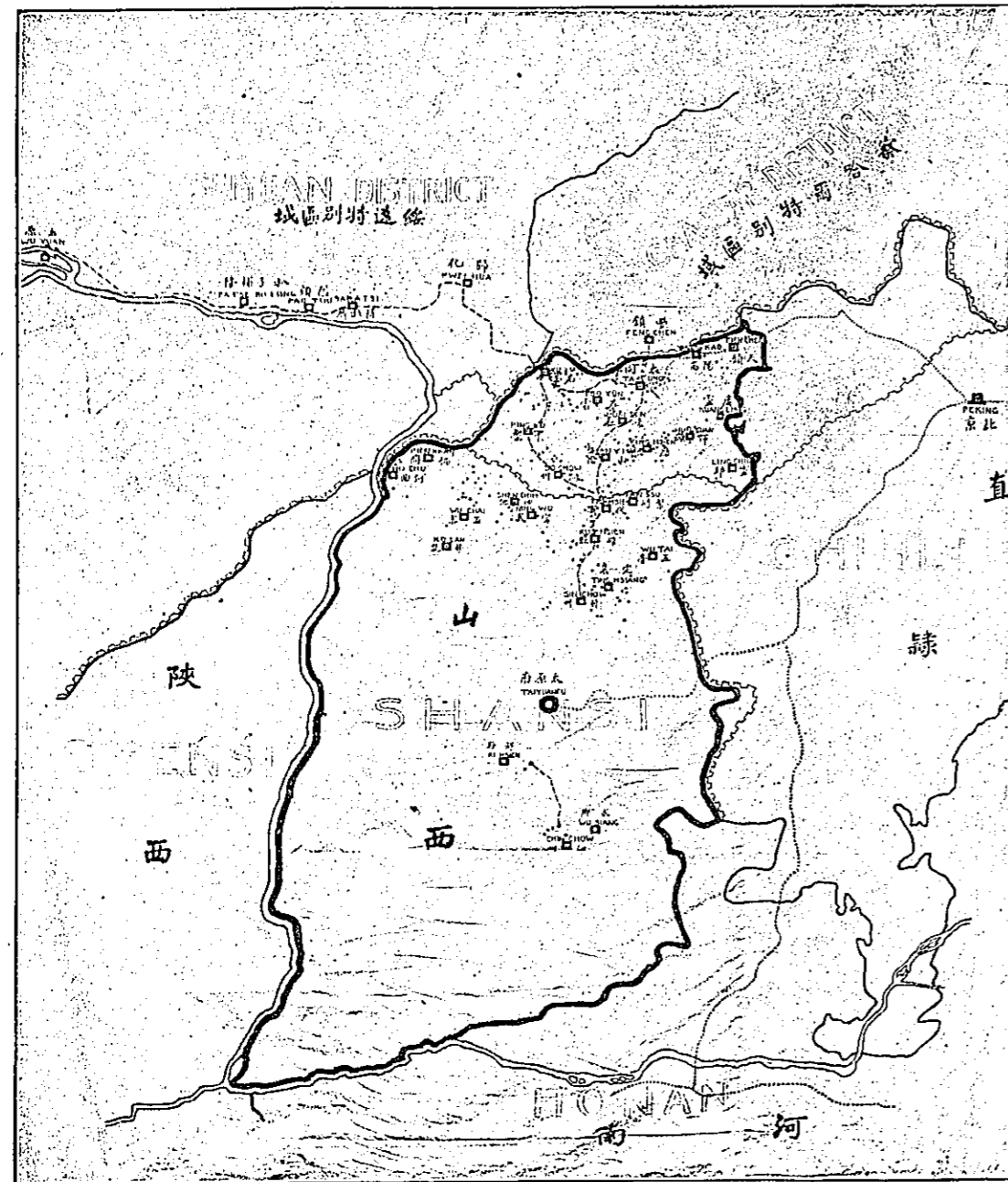


His Excellency Yen Hsi-shan, Governor of Shansi.

生先蘭佩南長局總疫防兼長處務警西山



*Nan Kuei-hsin, Provincial Chief of Police of Shansi Province and
Director of the Shansi Plague Prevention Bureau.*



Map of Shansi Province and adjacent regions.